

公益財団法人古代学協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第50条の規定に基づき、公益財団法人古代学協会（以下「この法人」という）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第50条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 正会員 古代史・考古学の研究者、愛好家であり、『古代文化』への投稿を通じては研究の担い手となり、雑誌読者、講座・講演会受講者、聴講者は古代学研究成果の享受者でもある。
- (2) 賛助会員 この法人の設立趣旨や理念に賛同して、その事業を支援するために入会した個人又は団体

(入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。

- 2 入会の可否は、理事長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(会費)

第5条 年会費は、会員の種別に応じて、次の区分による。

- (1) 正会員 一般会費は 8,800円、ただし、初年度は6,600円とする。院生・学生会費は 4,400円とする。
 - (2) 賛助会員の会費は1口 20,000円、1口以上とする。
- 2 会員は、希望する口数の年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。
 - 3 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、半年単位とすることができる。

(会費等の使途)

第6条 前条の一般会費および賛助会費は、その50%以上を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

きる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が所有する各種施設を使用すること。
- (2) この法人が刊行する研究誌『古代文化』や連絡紙『土車』（各種資料を含む）を無料で配布を受けること。
- (3) 『古代文化』の投稿資格を得ること。
- (4) この法人が主催・共催する講演会、講座、研究会等に、優待料金で参加すること。
- (5) この法人の所蔵の図書・研究資料を閲覧することができること。
- (6) この法人の出版物を優待料金で購入すること。
- (7) その他この法人が必要と認めたこと。

(改廃)

第10条 本規程の改廃にあたっては、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 施行時に『古代文化』の会友は正会員に移行するものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年12月16日から施行する。
2. この規程は、平成24年10月13日から施行する。
3. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

「角田文衛古代学奨励賞」要項

〔趣 旨〕

角田文衛博士は、世界史的視野のもと、考古学と文献学の双方を駆使して、「古代学」の理論ならびに洋の東西を問わぬ広汎な地域と分野におよぶ個別研究を、一生涯にわたって情熱的に推進されました。また、先駆的な理念に基づく民間研究機関・古代学協会を設立し、エジプト・アコリス遺跡、イタリア・ポンペイ遺跡などの海外調査を含む組織的な調査を、強力に推進してこられました。さらに、学史研究にみられるように、先人の業績を大いに尊重する一方、研究誌『古代学』『古代文化』を創刊し、熱心に後進の古代史研究者の育成にもあたられました。

博士のこの偉大な足跡と功績を永く顕彰し、後進による古代学の発展的な継承と研究のいっそうの振興の願いを込めて、(財)古代学協会創立60周年記念事業の一環として、ここに角田文衛古代学奨励賞を創設します。

〔賞の名称〕

角田文衛古代学奨励賞

〔賞の性格〕

将来性を予感させる若手古代史研究者の支援を意図する研究奨励賞

〔選考対象〕

前年、前々年度2ヶ年の『古代文化』掲載原稿の中から選考。

〔選考方法〕

編集委員・編集参与・編集協力委員・外部査読者・特輯企画編集者から推薦を受け、編集委員会・編集参与を構成員とする「選考委員会」で選考し、評議員会・理事会に報告する。

〔発 表〕

選評を『古代文化』誌、ホーム・ページ上に掲げる。新聞社へのニュース・リリースを行う。

〔表 彰〕

受賞者には賞状ならびに記念品、副賞を贈る。該当者がいない場合は表彰を行わない。

賞 状：主催者代表・理事長名

記念品：角田文衛著『古代学の展開』

副 賞：研究奨励金 30 万円

〔授賞式〕

授賞式は、毎年10月第1土曜日ないし日曜日に行う。

公益財団法人古代学協会 プロジェクト研究員募集要項

【趣 旨】

外部研究者との連携による古代学研究推進のために、若手古代史研究者から研究員を募集する。

【研究テーマ】

- ・公益財団法人古代学協会が年度ごとに掲げる共同研究
- ・募集人数 若干名

【応募資格】

- ・古代学協会が定める研究テーマを推進するのにふさわしい学力と実績を有する若手研究者（博士課程在籍大学院生を含む）で、原則として研究機関の専従者でない者。ただし、短期の任期付研究員はこの限りでない。
- ・共同研究（年数回程度の会合）に参加し、研究の一部分を担えること。

【資格】

- ・プロジェクト研究員、研究費支給（年間 30 万円）
- ・科研費応募資格の付与（大学院生を除く）
- ・任用期間：最大所属する共同研究の終了年までとし、契約は年度ごとに更新する。

【応募期間】

- ・適宜

【その他の条件】

- ・近畿圏在住者

【応募書類】

- ・履歴書、業績目録、研究略歴、これまでの研究テーマ（A4判、1ページ）、今後の研究計画と抱負（A4判、1ページ）、主要論文の別刷り（または著書）を各1部
- ・メールアドレスなどの連絡先

【書類送付先】

- ・公益財団法人古代学協会 理事長大坪孝雄宛、封筒に「応募書類在中」と朱書して下さい。
- ・604-8131 京都市中京区三条高倉西入ル菱屋町 48

【問合せ先】

- ・公益財団法人古代学協会

【選 考】

- ・書類選考をへて面接